

第八管区海上保安本部公示第49号

水路業務法（昭和25年法律102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年10月15日

第八管区海上保安本部長

久田 隆弘（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名称 福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所
 - (2) 住所 福井県敦賀市桜町2-1

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区域 敦賀港第1区（別添付図参照）
 - (2) 期間 令和6年10月28日から令和6年11月29日まで

- 3 水路測量の実施方法
GNSSによる測位、音響測深機による測深、測鉛による底質調査

- 4 航行船舶に対する安全措置
 - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚
 - (2) 八管区水路通報に記載

第八管区海上保安本部 公示第49号 関連付図

